

## 第17回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年10月12日（金）午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員（21人）

農業委員	1番 埼田 定
	2番 熊野 茂公
	3番 宮内 昭壽
	4番 河村 晴夫
	5番 小林 勉
	6番 田村 尚利
	7番 出穂真奈美
	8番 鬼武 敬子
	9番 繁本 武紀
	10番 藤本 準一
	11番 山本 忠男
	12番 田村 耕一（会長）

農地利用最適化推進委員	1番 小田 博
	2番 城 俊治
	3番 末岡 博
	4番 國弘 久男
	5番 西村 隆裕
	6番 秋山 孝
	8番 弘田 靖
	9番 久保田 等
	10番 尾崎 敬一

4 欠席委員

農業委員 (0人)

農地利用最適化推進委員（1人）

7番 西岡 正信

## 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

報告 第3号 現況地目等の照会について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長	<p>みなさんおはようございます。</p> <p>それでは 只今から第17回農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日の総会にあたり、農地利用最適化推進委員7番 西岡 正信 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。</p> <p>本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員は9名で定足数に達しております、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p> <p>それでは、本日の議事録署名委員は、11番 山本 忠男 委員、1番 埼田 定 委員 にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。</p> <p>続いて議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは総会議案の1ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」でございます。今月の申請は3件でございます。</p> <p>それでは、ご説明申し上げます。</p> <p>別紙「位置図」、第3条の番号1をお開きください。</p> <p>議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。</p> <p>申請のあった土地は、大字小周防地区内の市役所周防出張所から北に約1.3kmに位置する2筆で、地目は田、面積は2,414m<sup>2</sup>です。譲渡の事由ですが、譲渡人は周防地区内にお住まい、高齢となり当該農地の維持管理が困難になったため、当該農地の隣接地で農業経営を行っている譲受人へ譲渡を申し出、譲受人も農業経営規模拡大及び安定化のため了解されたものです。</p> <p>では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。</p> <p>まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、現在所</p>

有、耕作している農地は、自宅から近距離であり、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、今回取得する農地を合わせて、効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは十分満たしており問題ありません。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当しません。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては鬼武委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わりります。

議長 鬼武委員、補足説明をお願いします。

8番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。  
(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号の1番は原案のとおり決定いたしました。

事務局

それでは、番号2をご説明申し上げます。

別紙「位置図」、第3条の番号2も併せてご覧ください。

申請のあった土地は、大字小周防地内の市役所周防出張所から北に約1.0kmに位置する1筆で、地目は田、面積は1,374m<sup>2</sup>です。譲渡の事由ですが、譲渡人は1号と同一人です。高齢となり当該農地の維持管理が困難になったため、当該農地の隣接地で農業経営を行っている譲受人へ譲渡を申し出、譲受人も農業経営規模拡大及び安定化のため了解されたものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、現在所有、耕作している農地は、自宅から近距離であり、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、今回取得する農地を合わせて、効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは十分満たしており問題ありません。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当しません。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては鬼武委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 鬼武委員、補足説明をお願いします。

8番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号の2番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 それでは、番号3をご説明申し上げます。

別紙「位置図」、第3条の番号3も併せてご覧ください。

申請のあった土地は、大字岩田地内の市役所大和支所から北に約1.0kmに位置する1筆で、地目は田、面積は936m<sup>2</sup>です。譲渡の事由ですが、譲受人は従前から何度も御決議を頂いている、岩田地内にお住まいの大規模に果菜栽培を行おうとしておられる団体職員の方です。既に許可済の用地と一体利用を計画、取得に向けた交渉を進めてこられ、当該農地の維持管理が困難となった譲渡人も了承し、相続関係の登記手続きが完了したことから、この度申請に至ったものです

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、現在所有、耕作している農地は、自宅からも比較的近距離であり、農機具の確

保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、今回取得する農地を合わせて、効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは十分満たしており問題ありません。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当しません。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては熊野委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 熊野委員、補足説明をお願いします。

2番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号の3番は原案のとおり決定いたしました。

事務局

つづきまして、議案第2号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。

議案は1ページです。今月の申請は1件でございます。

それでは、別紙「位置図」、第5条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

それでは、ご説明申し上げます。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております

申請者ですが、譲受人は周南市内に住まいする個人で、譲渡人は山口市在住です。

申請のあった土地は、市役所大和支所の北約2.7kmの東荷地区に位置する1筆で、登記地目は宅地ですが農地台帳に畠として登録があるため、許可を要すものであり、面積は451.60m<sup>2</sup>です。

転用の目的ですが、譲受人は現在周南市内の街場にお住まいですが、郊外の田園地帯での生活を希望しておられ、知人に当該用地を紹介され所有者も譲渡に応じたことから、ここに自己用住宅の建設をしようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」についてです。

当該用地は三方が住宅及び山林で前方に広がる農地とも相当な高さの擁壁で隔てられております。そのため、第1種、3種農地のいずれの要件にも該当しないことから、第2種農地と判断します。第2種農地は他に本事業に供する土地がない場合において、許可がされるとなっております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、自己用住宅ということであり、問題ない

ものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみですから、これにも該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が自己用住宅であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、出穂委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 出穂委員、補足説明をお願いします。

7番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。  
(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号の1番は原案のとおり決定いたしました。

事務局

つづきまして、報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」についてです。

届出の件数は、2件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

つづきまして、報告第2号「非農地証明について」です。

証明願の件数は1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員ほか2名の委員と、事務局1名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないと認め、証明書を交付しました。

つづきまして 報告第3号「現況地目等の照会について」です。

照会件数は1件で、山口地方裁判所周南支部からでございました。

内容については記載のとおりでございます。

平成26年に転用の届けがされていましたので、記載のとおり農地法の適用を受けないと認め、その旨文書で回答しました。

報告は以上でございます。

議長

只今の報告第1号から第3号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第17回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成30年10月12日開催の第17回光市農業委員会総会の事録である。

平成30年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

事務局

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印